				阿　見　東	238.096	523.810	714.286
			牛 久 阿 見	238.096	476.191	761.905	952.381
		つくば牛久	238.096	476.191	714.286	1,000.000	1,190.477
	つくばジャンクション	95.239	333.334	571.429	809.524	1,047.620	1,238.096
つくば中央	190.477	238.096	476.191	714.286	952.381	1,238.096	1,428.572

大型車

							神　　崎
						稲　敷　東	285.715
					稲　　敷	380.953	619.048
				阿　見　東	333.334	714.286	952.381
			牛 久 阿 見	333.334	666.667	1,047.620	1,285.715
		つくば牛久	333.334	666.667	1,000.000	1,380.953	1,619.048
	つくばジャンクション	95.239	428.572	761.905	1,095.239	1,428.572	1,714.286
つくば中央	238.096	333.334	666.667	1,000.000	1,333.334	1,666.667	1,952.381

特大車

							神　　崎
						稲　敷　東	476.191
					稲　　敷	619.048	1,047.620
				阿　見　東	571.429	1,142.858	1,571.429
			牛 久 阿 見	571.429	1,142.858	1,714.286	2,142.858
		つくば牛久	571.429	1,142.858	1,666.667	2,285.715	2,666.667
	つくばジャンクション	142.858	714.286	1,285.715	1,809.524	2,380.953	2,809.524
つくば中央	380.953	571.429	1,095.239	1,666.667	2,238.096	2,809.524	3,238.096

③　消費税及び地方消費税の転嫁にかかる料金調整措置

イ　対距離制区間の消費税率を乗じた額が10,000円を超える場合は、①イ(ハ)ハ）及び②ネの規定にかかわらず、対距離制区間の消費税率を乗じた額を切り捨てにより、100円単位の端数処理を行った額を適用するものとする。

ロ　別表４の(A)に掲げるインターチェンジ相互間、①イ(ハ)ホ）のＢからＤに掲げる高速道路、均一制区間又は一般有料道路（②リを除く。）のうち、平成26年３月31日以前に供用されている区間について、①イ(ハ)ホ）、①ロ又は②に定める方法により算出した額と、平成26年３月31日時点の料金の額（以下「従前の額」という。）との差額が20円以上となる場合には、従前の額を1.05で除した額に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額を適用するものとする。

④　料金算定の特例

イ　複数経路の場合

インターチェンジ相互間の経路が複数ある場合の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ、２倍を超える経路を走行した場合には走行経路に基づき①、②及び③に定める方法により算出した額とし、２倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

なお、各経路毎の距離比は、別表３及び別表５に定めるキロ程により算出するものとする。

ロ　周回走行の場合

ループ内の周回走行が確定した場合の料金の額は、次の計算式により算出するものとする。

（Ａ＋Ｐ）×Ｃ